

知識財産基本法施行令

第1章 総則

第1条(目的) この令は、「知識財産基本法」において委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(民間の政策参与) 国家及び地方自治団体は、「知識財産基本法」(以下“法”という)第4条第1項及び第2項による施策を設けるときには、関連研究機関、法人・団体、民間専門家の意見を十分に聞き、これを反映しなければならない。

第2章 知識財産政策の樹立及び推進体系

第3条(関係中央行政機関の範囲) 法第7条第3項第1項による関係中央行政機関は次の各号に掲げるものとする。

- 第1号. 企画財政部
- 第2号. 教育科学技術部
- 第3号. 外交通商部
- 第4号. 法務部
- 第5号. 国防部
- 第6号. 行政安全部
- 第7号. 文化体育観光部
- 第8号. 農林水産食品部
- 第9号. 知識経済部
- 第10号. 保健福祉部

- 第11号. 環境部
- 第12号. 国土海洋部
- 第13号. 国家情報院
- 第14号. 国務総理室
- 第15号. 放送通信委員会
- 第16号. 国家科学技術委員会
- 第17号. 公正取引委員会
- 第18号. 関税庁
- 第19号. 文化財庁
- 第20号. 中小企業庁
- 第21号. 特許庁

第4条(委員会の構成) 法第7条第3項第1号による委員は、第3条第1号ないし第3号、第7号、第9号、第13号、第14号、第16号、第17号及び第21号に規定された機関の長とする。

第5条(委員会の運営)

- 第1項. 法第6条第1項による国家知識財産委員会(以下“委員会”という)の委員長(以下“委員長”という)は、会議を招集するときには、会議の日時、場所及び会議に付する案件を会議の開催7日前までに各委員に知らせなければならない。ただし、緊急な事情やその他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
- 第2項. 委員会の会議は在籍委員の過半数の出席により開議し、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- 第3項. 委員会は、案件の審議等のために、必要な場合には委員会の委員でない中央行政機関の長をして所管分野の案件に関連して委員会に参加して意見を提示させるようにしたり、関係専門家を参加するようにして意見を聞くことができる。

- 第4項. 委員会は、会議録を作成して備えておかなければならない。
- 第5項. 委員会の審議に付する案件の事前検討、部署間の異見調整等の事務を効率的に遂行するために、委員会に実務運営委員会を置くことができる。
- 第6項. 第5項による実務運営委員会は、第4条による委員が所属する機関の高位公務員団に属する公務員により構成する。

第6条(専門委員会の構成及び運営)

- 第1項. 法第7条第6項により、委員会に次の各号の専門委員会を設ける。
- 第1号. 知識財産創出専門委員会
 - 第2号. 知識財産活用専門委員会
 - 第3号. 知識財産保護専門委員会
 - 第4号. 知識財産基盤専門委員会
 - 第5号. 新知識財産専門委員会
- 第2項. 第1項の各号による専門委員会(以下“専門委員会”という)は専門委員会の委員長1名を含む15名以内の委員により構成し、専門委員会の委員長及び委員は、委員長が該当分野の専門知識と経験が豊かな者の中から委嘱する。
- 第3項. 専門委員会は、委員会の審議に付する案件を予め検討・調整し、該当分野の懸案等に対して論議し、その結果を委員会に報告することができる。
- 第4項. 専門委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により開議し、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- 第5項. 専門委員会委員長の任期は1年とし、委員の任期は2年とする。
- 第6項. 専門委員会は、案件の効率的な検討のために、必要な場合には、小委員会を構成・運営することができる。
- 第7項. 委員長は、緊急な事案に対する専門的な検討のために、必要な場合には、委員会の議決を経て専門委員会の他臨時の特別専門委員会を

構成・運営することができる。

第7条(手当と旅費) 委員会、実務運営委員会、専門委員会及び特別専門委員会(以下“委員会等”という)に出席した委員、関係者及び意見を提出した専門家には予算の範囲内で手当と旅費を支払うことができる。ただし、公務員である委員がその所管業務と直接的に係って出席する場合には、その限りでない。

第8条(運営細則) この令で規定した事項の他委員会等の構成・運営及び第14条による知識財産戦略企画団の運営に必要な細部事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第9条(国家知識財産基本計画の樹立手続)

第1項. 国務総理は、法第8条第1項に従い国家知識財産基本計画(以下“基本計画”という)の開始年度の前年度12月31日までに基本計画を樹立しなければならない。

第2項. 国務総理は、基本計画を樹立するために、基本計画の開始年度の前年度4月30日までに基本計画の樹立指針を設けて、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)に通知しなければならない。

第3項. 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画の開始年度の前年度6月30日までに第2項の指針に従い所管分野の知識財産に関する計画と施策等を作成して国務総理に提出しなければならない。

第4項. 国務総理は、第3項に従い関係中央行政機関の長及び市・道知事が提出した所管分野の知識財産に関する計画と施策を総合して基本計画案を作成し、委員会の審議を経て確定しなければならない。

第5項. 国務総理は、基本計画が樹立されるか、若しくは変更されたときは、その内容を遅滞なく関係中央行政機関の長及び市・道知事に知らせ、

官報又は関係中央行政機関のホームページ等に公告しなければならない。

第6項. 法第8条第2項のただし書で“大統領で定める軽微な事項”とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。

第1号. 基本計画に含まれた実践課題と細部課題の構成及び内容

第2号. 実践課題と細部課題の主管機関又は関係機関

第3号. その他計算錯誤、誤記、漏れ等の基本計画の本質的な内容に影響を及ぼさない事項

第10条(施行計画の樹立手続)

第1項. 国務総理は、法第9条第1項による国家知識財産施行計画(以下“施行計画”という)を樹立するために、毎年7月31日までに施行計画の樹立指針を設けて関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第2項. 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項の指針に従い毎年10月15日までに所管分野の推進計画を樹立して国務総理に提出しなければならない。

第3項. 国務総理は、毎年12月31日までに第2項に従い提出された推進計画を総合して作成した施行計画案を委員会の審議を経て確定した後、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第4項. 法第9条第2項のただし書で“大統領令で定める軽微な事項”とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。

第1号. 施行計画に含まれた単位事業の施行時期

第2号. 単位事業の主管機関又は関係機関

第3号. その他計算錯誤、誤記、漏れ等の施行計画の本質的な内容に影響を及ぼさない事項

第11条(推進状況の点検・評価)

第1項. 委員会は、法第10条第1項による推進状況の点検及び評価のために、毎年12月31日までに点検及び評価指針を設けて関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第2項. 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項の指針に従い次の各号の期間までに基本計画及び施行計画の推進実績を委員会に提出しなければならない。

第1号. 基本計画：基本計画が終了した翌年の3月31日まで

第2号. 施行計画：施行計画が終了した翌年の1月31日まで

第3項. 委員会は、第2項に従い提出された基本計画及び施行計画の推進実績を点検・評価し、その結果及び改善意見を次の各号の期間までに関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第1号. 基本計画：基本計画が終了した翌年の5月31日まで

第2号. 施行計画：施行計画が終了した翌年の3月15日まで

第4項. 第3項に従い改善意見を通知された関係中央行政機関の長及び市・道知事は、その通知を受けた日から30日以内にその改善に必要な計画を樹立して委員会に提出しなければならない。

第5項. 委員会は、第4項に従い提出された改善計画の履行状況を点検するために、必要な場合には、法第14条に従い関係中央行政機関の長及び市・道知事に関連資料を提出するよう要請することができる。

第12条(知識財産事業に対する成果分析)

第1項. 委員会は、法第6条第2項第3号による知識財産関連財源の配分方向及び効率的運用に関する事項(以下“財源配分方向等”という)を審議・調整するために知識財産事業(知識財産の創出・保護・活用及びその基盤の造成又は関連産業の育成のために予算や基金等で支援する事業をいう。以下同じ)に対する成果分析を実施しなければならない。この場合、政府が推進する研究開発事業(以下“国家研究開発事

業” という)に対しては、「科学技術基本法」第12条による評価結果を活用し、国家研究開発事業の他の財政事業に対しては「国家財政法」第8条第6項による評価結果を活用する。

第2項. 委員会は、知識財産事業の成果を分析するために、法第14条に従い関係中央行政機関、地方自治団体、関係教育・研究機関及び知識財産事業に参加する法人又は団体に事業施行計画書(計画及び実績に対する事項を含む)等、必要な資料の提出を要求することができる。

第13条(知識財産・財源配分方向等の検討・審議)

第1項. 委員会は、財源配分方向等を審議・調整するために必要な次の各号の資料を関係中央行政機関の長に要請することができる。

第1号. 「科学技術基本法」第12条の2による国家研究開発事業の投資優先順位に対する意見書

第2号. 「国家財政法」第28条による当該会計年度から5会計年度以上の期間の間の新規事業及び企画財政部長官が定める主な継続事業に対する中期事業計画書

第3号. 「国家財政法」第31条第1項により企画財政部長官に提出する該当機関の予算要求書

第4号. その他財源配分方向等の審議・調整のために必要な資料

第2項. 委員会が財源配分方向等を審議したときには、関係中央行政機関の長に意見を提示することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、委員会の意見を反映するように努めなければならない。

第14条(事務機構の設置)

第1項. 委員会の円滑な業務遂行を支援するために、法第11条第1項及び第3項に従い委員会に知識財産戦略企画団(以下“企画団”という)を置く。

第2項. 企画団に団長1名を置き、団長は契約職公務員に補する。ただし、

特別な事情がある場合には、国務総理室所属の一般職公務員に補することができる。

第3項. 企画団は次の各号の業務を遂行する。

第1号. 委員会等の運営支援に関する事項

第2号. 委員会の審議に付する案件の作成・検討及び協議・調整

第3号. 基本計画及び施行計画の樹立支援及び協議・調整

第4号. 知識財産に関連する調査・研究の発掘・推進及び事業の支援

第5号. 委員会活動の広報及び対外協力

第6号. その他委員会等の業務遂行を支援するために委員長が指示する事項

第15条(知識財産政策責任官の指定等)

第1項. 関係中央行政機関の長及び市・道知事は法第12条に従い、所属公務員のうち、次の各号に該当する者を知識財産政策責任官に指定することができる。

第1号. 関係中央行政機関：高位公務員団に属する公務員及び3級又はこれに相当する国家公務員

第2号. 市・道：3級以上又はこれに相当する公務員

第2項. 第1項による知識財産政策責任官は所属機関の業務に関連する次の各号の事項を総括する。

第1号. 知識財産関連政策及び計画の樹立・調整

第2号. 知識財産関連事業の評価

第3号. 知識財産関連分野に対する投資

第4号. その他所属機関の知識財産関連業務

第16条(法令制定・改正等による通知)

第1項. 関係中央行政機関の長と市・道知事は、法第13条第1項に従い、法令を制定・改正しようとする場合、又は主要政策及び計画を樹立・

変更しようとする場合には、次の各号の区分による時に委員会にその内容を通知しなければならない。

第1号. 法令の制定又は改正：「法制業務運営規定」第11条第1項及び第2項に従い関係機関の長に法令案を送るとき

第2号. 主要政策及び計画の樹立又は変更：樹立又は変更する30日前。ただし、法令で該当主要政策及び計画に関して関係機関と協議するようにした場合には、その規定に従い関係機関と協議するとき

第2項. 委員会は、第1項に従い通知された法令又は主要政策及び計画の内容を検討する場合、その内容が知識財産に関する中長期計画に関連するときには、基本計画との連係性を検討しなければならない。

第3項. 委員会は、第2項による検討結果を第1項の通知を受けた日から20日以内に書面でもって関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第17条(年次報告書の作成)

第1項. 国務総理は、第11条第2項により提出された施行計画の推進実績を総合した後、法第15条第1項による年次報告書を作成して毎年3月31日までに国会に提出しなければならない。

第2項. 年次報告書には、次の各号の事項が含まれなければならない。

第1号. 知識財産関連動向

第2号. 前年度の知識財産施行計画の主要内容及び成果

第3章 知識財産の創出・保護、活用促進及び基盤造成

第18条(知識財産の創出促進及び補償)

第1項. 法第16条第6号による公共研究機関及び事業者等の国内外の共同研究開発の活性化支援に関する施策には次の各号の事項が含まれなければならない。

- 第1号. 共同研究開発の成果の公正な分配・利用及び補償に関する事項
- 第2号. 共同研究開発の投資拡大及び財源調達に関する事項
- 第3号. 公共研究機関と事業者等の相互交流及び協力強化と研究開発資源の共同活動に関する事項
- 第4号. その他共同研究開発の活性化に必要な事項

第2項. 法第19条による知識財産の創出者に対する正当な補償に関する施策には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 第1号. 知識財産の創出者の処遇改善に関する事項
- 第2号. 国内外の実態調査及び法・制度改善に関する事項
- 第3号. 知識財産の創出者の補償に対する教育・広報及び認識の向上に関する事項
- 第4号. 知識財産の創出者の補償の公正性・透明性の確保及び手続の簡素化に関する事項
- 第5号. その他知識財産の創出者の権益保護のために必要な事項

第19条(情報・捜査機関に対する協調要請) 法第23条第2項に従い、委員会と関係中央行政機関の長は、情報・捜査機関の長に、次の各号の事項に対する協調を要請することができる。

- 第1号. 知識財産権の侵害現況等の知識財産の保護に関する現況調査
- 第2号. 知識財産権の紛争の解決支援
- 第3号. 外国情報・捜査機関に対する必要な措置要求
- 第4号. 知識財産関連の情報網ハッキング等に対する保安対策支援
- 第5号. 外国の知識財産制度・政策現況等の調査・研究支援
- 第6号. その他知識財産権の侵害事件の対応に必要な事項

第20条(外国における知識財産の保護)

第1項. 関係中央行政機関の長は、法第24条による外国における知識財産保護と関連して委員会の審議・調整が必要であると判断される場合に

は、法第6条第2項第5号に従い、委員会の審議を要請することができる。

第2項. 在外公館の長は、外国において大韓民国国民(国内法により設立された法人・団体を含む)から法第24条第2項による要請を受けたときには遅滞なく外交通商部長官にその事実を報告しなければならない。

第21条(知識財産の国際標準化) 関係中央行政機関の長は、法第30条に従い知識財産の国際標準化のために所管の知識財産分野に関する次の各号の事業を行うことができる。

第1号. 知識財産の標準化事業

第2号. 知識財産の標準化に連係する研究・開発事業

第3号. 知識財産の標準化に関する基盤構築事業

第4号. 知識財産の標準化に関する専門人力の養成事業

第5号. その他知識財産の標準化に必要な事業

第22条(国家知識財産分類表の作成等)

第1項. 国務総理は、法第31条第1項第2号による知識財産の情報の分類体系を確立するために、委員会の審議を経て国家知識財産分類表を作成することができる。

第2項. 国務総理は、3年ごとに外国の知識財産の分類動向を調査・分析し、新たな知識財産の出現等を考慮して第1項による国家知識財産分類表を修正・補完しなければならない。

第3項. 関係中央行政機関の長は、第1項による国家知識分類表を次の各号の業務遂行に積極活用しなければならない。

第1号. 知識財産事業の研究企画・評価及び管理

第2号. 知識財産の予測及び価値評価

第3号. 知識財産情報の管理・流通

第4号. その他知識財産関連政策の樹立及び執行

第23条(知識財産経営認証及び支援等) 法第32条第2項により関係中央行政機関の長は、関係法令で定めるところにより、所管分野の中小企業を対象として知識財産の経営認証をすることができる。

第24条(知識財産の専門人力の養成施策等)

第1項. 法第34条第1項により関係中央行政機関の長は、所管の知識財産分野の専門人力を養成するための施策を設けて推進しなければならない。

第2項. 第1項の施策には次の各号の内容が含まなければならない。

第1号. 知識財産の専門人力の中長期の需要・供給の展望

第2号. 知識財産の専門人力の養成・供給の計画

第3号. 知識財産の専門人力に対する技術訓練及び再教育の促進

第4号. 知識財産教育の質的強化方案

第25条(知識財産の研究機関の調査・研究) 委員会は、法第35条第1項による研究機関に次の各号の業務遂行に必要な調査・研究を行うようにすることができる。

第1号. 法第6条第2項の各号の事項に対する審議・調整

第2号. 法第31条による知識財産の情報の生産・流通及び活用を促進するための施策の整備

第3号. 法第34条による知識財産の専門人力の養成

第4号. その他委員会の審議・調整に関する業務

附則

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。